

《開 会》

◇議長 西田時雄

只今から、令和 6 年第 5 回川北町議会定例会を開会します。

本日の出席議員数は、10 名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前 10 時 01 分)

《会期の決定》

◇議長 西田時雄

日程第 1、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 10 日までの 8 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日から 12 月 10 日までの 8 日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 西田時雄

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番山田勝裕君、5 番宮崎 稔君、6 番窪田 博君を指名します。

《諸般の報告》

◇議長 西田時雄

日程第 3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定により、本定

例会における説明のため、会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 上程及び説明》

◇議長 西田時雄

日程第 4、承認第 7 号から承認第 8 号及び議案第 44 号から議案第 45 号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日、令和 6 年 第 5 回議会定例会を開催致しました。議員の皆様方には、何かとご多用の中、ご出席を戴きまして、誠に有難うご座居ます。

議案の説明に先立ちまして、事業の進捗状況についてご報告致します。

来年 1 月末 完成予定のサンハイム三反田の改築工事は、現在、外構工事に取りかかっており、進捗率につきましては 84.2%。モデルルームが完成致しまして、以前サンハイム三反田に居住をし、戻る予定の方々を対象とした内見も終了致しております。

そして、下先出地内の町道ふるさと線橋りょう補修工事や中島地内の消雪配電盤更新工事は、既に完成しており、田子島地内の町道路肩拡幅工事も順調に進められております。ソフト事業では、6 月補正予算に計上致しました令和 6 年度に新たに住民税の非課税、若しくは均等割のみとなった世帯への子ども加算を含みます給付費用と、定額減税しきれないと見込まれる世帯に対する

調整給付金は、10月31日をもって、受付を終了しており、合わせて1,268件、60,560千円を給付致しております。

また、予防接種法の改正によりB類疾病予防接種となりました65歳以上の方に対する新型コロナウイルスの予防接種につきましては、10月7日から開始され、10月中には、258人が接種致しております。接種期間は、高齢者のインフルエンザと同じ12月21日までになっております。

それでは、12月議会定例会に提案を致しました議案についてその概要をご説明申し上げます。

先ずは、専決処分の報告並びに承認を求めることについてであります。

承認第7号、一般会計の補正予算は、10月27日に投・開票が行われました衆議院議員総選挙の執行経費として、8,000千円を10月7日に専決致しております。

承認第8号、国民健康保険条例の一部改正は、所謂、マイナンバー法の一部改正の施行に伴い、12月2日より被保険者証が廃止になることから、関係部分の文言を削除するもので、11月20日に専決致しており、以上2件について、地方自治法第179条第3項の規定により報告と承認を求めるものであります。

次は、議案第44号、一般会計補正予算についてであります。

今回の補正額は81,600千円で、予算の累計額は5,606,200千円となります。

補正の主な内容について申し上げますと、障害者自立支援給付費など障害福祉サービスの利用者と利用料が増加しており、その追加事業費に合わせて、35,500千円。サンハイ

ム三反田の改築工事について、入居者の安全対策や維持管理費の縮減を図るため、工事内容の変更に伴います追加工事費に21,000千円を補正致します。

また、後期高齢者医療療養給付費の令和5年度の実績に伴います追加の負担金に9,386千円。計画以上の申請がありますスマート農業推進事業に係る補助金2,740千円を追加致します。

その他、既に過去最高額を更新するなど、好調なふるさと納税の事業費やけやきタウン地区の小型動力ポンプの更新費用などを補正致します。

なお、これらの財源につきましては、国・県支出金や、繰越金、町債などを充当致しております。

最後に、議案第45号、行政財産使用料条例の一部改正についてであります。

これは、現在条例に掲げてあります学校と保育所の使用料のうち、使用料を徴収することがない保育所の欄を削除するとともに、北國銀行川北支店の役場庁舎内への移転を見据え、学校以外の行政財産を使用する場合の使用料の算定式を新たに規定するものであります。

以上が、12月議会定例会に提案を致しました、議案の概要であります。

なお、人事院勧告に係る一般職や特別職の給与条例、そして、議員報酬に関する条例の一部改正についてありますが、先週金曜日、11月29日に国家公務員の給与改定に関する閣議決定がなされており、同日、発出されました地方公務員の給与改定に関する総務副大臣通知に基づき、議会最終日に追加提案させて頂きたいと考えて

おりますので、よろしくお願い致します。

議員の皆様には、何卒、慎重にご審議の上、適切なるご決議を賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案理由の説明と致します。

◇議長 西田時雄

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 西田時雄

これから、只今一括上程されております承認第 7 号から承認第 8 号及び議案第 44 号から議案第 45 号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております承認第 7 号から承認第 8 号及び議案第 44 号から議案第 45 号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に、付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承認第 7 号から承認第 8 号及び議案第 44 号から議案第 45 号までについては、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 西田時雄

日程第 5、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、ご説明します。諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。現在、委員の穴田 達さんは、来年 3 月 31 日で任期が満了致します。穴田さんは、平成 25 年から 4 期 12 年間、委員を務めており、今期をもって、後進に道を譲りたいとの申し出がありました。

その後任につきまして、慎重に検討致しました結果、橘の藤田耕造さんを推薦したいと思います。

藤田さんは、長年にわたり、高校教諭として、教育現場に携わり、その間、金沢錦丘高校の校長などを務められ、退職後の平成 30 年 4 月から今年 3 月までの 6 年間、県の教育支援センターの相談員として、不登校の生徒や保護者の相談業務に従事されるなど、経歴から見ても、適任でありますので、人権擁護委員法 第 6 条 第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議員各位の適任とのご意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 西田時雄

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論省略》

◇議長 西田時雄

只今、議題となっております諮問第1号については、人事に関する案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決を致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

《採 決》

◇議長 西田時雄

これより、採決致します。

お諮りします。

本件は、お手元に配布しました意見のとおり、答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配布しました意見のとおり、答申することに決定しました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 西田時雄

日程第6、議員提出議案、第1号、刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 窪田 博君。

◇6番 窪田 博

はい、議長。

議員提出議案第1号、刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書について、提案理由の説明を致します。

再審は、誤って有罪とされたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であり、えん罪被害者が速やかに救済されなければならない。

平成28年に改正された刑事訴訟法の附則において、国は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに再審請求審における証拠の開示について、検討を行う旨が定められており、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められております。さらに、再審開始決定がなされても、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることによって、再審決定が長期化するなど、制度的に再審が保障される仕組みになっていないことについても検討が必要です。よって、刑事訴訟法の再審規定の在り方について、これらの実情等を踏まえ、議論を加速するよう、強く要望するものであります。

以上の事項を国へ要望する為、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。どうか全会一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

総務産業常任委員会委員長 窪田 博

◇議長 西田時雄

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会省略・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

本案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議員提出議案第1号を採決します。

議員提出議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立9名)

起立全員です。ご着席ください。

従って、議員提出議案第1号、刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

《閉 議》

◇議長 西田時雄

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

したがって、明12月4日から9日までを休会とし、12月10日午前10時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時19分)